

議案第 85 号

長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 28 年 12 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
 長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成15年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書きを削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

使用料

（単位：円）

時間		9時～17時30分 (1時間につき)		17時30分～22時 (1時間につき)	
		町民	町民以外	町民	町民以外
和室		100	210	160	320
調理実習室		100	320	160	480
会議室(A)		100	210	160	320
会議室(B)		100	210	160	320
研修室(A)		100	210	160	320
研修室(B)		100	210	160	320
体育館	フロアー	町民	100		
		町民以外	320		
	ステージ	町民	100		
		町民以外	160		

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長与町ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。